

しみん

令和2年度 “ふじのくに”士民協働 施策レビュー 改善提案への対応状況

1 基本情報

議論した施策	社会的養護が必要な子どもへの支援の充実		
実施日/班名	10月31日(土) 第2班	担当部局名	健康福祉部 こども家庭課
目標	関係機関と連携して相談支援体制を強化し、児童虐待等を減少させます。		

2 施策推進の視点・主な取組み

 **視点1** 児童虐待の発生予防から虐待発生時の迅速・的確な対応

- ① 児童虐待防止対策の推進

 **視点2** 家庭と同様の環境における養育の推進

- ② 児童福祉施設・里親等で暮らす子どもへの支援の充実

3 現状・課題

現状・課題1

- 令和元年度中に県内7ヶ所の児童相談所（静岡市、浜松市を含む）が対応した児童虐待相談件数は、3,461件で過去最多を更新しています。
- 様々な要因が重なることで、虐待は起こりやすくなります。支援が必要な人へのサポートと、重篤化を防ぐための早期発見が重要です。

現状・課題2

- 増加する児童虐待件数に対して、子どもの安全を守るための対応が迅速・的確にできるよう児童相談所の体制を強化していく必要があります。児童虐待相談件数は平成15年から15年間で約8倍増加し、一時保護件数も大幅に増えていますが、児童福祉司の増加は1.4倍程度です。
- 虐待の発生には複数の要因が関与しており、児童相談所だけではなく、地域の関係機関が連携して対応することが必要です。

現状・課題3

- 児童が心身ともに健やかに成長するためには、より子育てにふさわしい条件を備えた家庭に近い環境で養育されることが必要ですが、現在、社会的養護を必要とする児童の約7割が施設に入所しているのが現状です。また、家族のあり方や形態も多様化しています。このため、上記の条件を備えた家庭と同様の養育環境を十分に備えた、さまざまな形態の里親の可能性を検討しながら、委託を推進する必要があります。

現状・課題4

- 児童養護施設等で暮らす子どもの高校卒業後の進路は、全高校卒業者に比べて進学率が低くなっています。また、児童養護施設等で暮らす子どもは、原則18歳になると施設等を退所し、自立した生活が必要となるため、退所後も継続的な生活相談や経済的支援が求められます。

4 コーディネーター取りまとめコメント（コーディネーターが議論を総括して取りまとめ）

虐待については、原因分析を多面的・多角的に進め、関係機関と情報共有することによって具体的な対策につなげる必要がある。若年層への教育、啓発にも努めるとともに、女性の雇用の充実など、社会的価値観の変化に対応し、男性の子育てへの積極的な参画や企業の協力も進め、相談体制を整えるなど母親（女性）だけでなく「社会全体で子育てをする」とした意識を醸成することが求められる。

また、里親制度の周知を図るとともに、里親と児童の関係が良好であるようフォローする事が重要である。児童養護施設入所児童については、18歳以降のフォローアップにも配慮する必要がある。

5 施策の改善提案とその反映状況

■ 虐待の発生原因について、多面的・複合的な分析を進め、具体的な取組に繋げる必要がある。

児童相談所が受理した虐待通告事案について、緊急性や重大性、子どもの安全の確保の必要性などを評価する際に使用する「虐待処遇アセスメント指標」や、家族構成や養育状況などのケース記録等の他、虐待を加えた保護者へのヒアリングなどを活用し、虐待の発生要因について分析するとともに、その分析結果に基づき、関係機関と連携し、必要な虐待予防の実施につなげていく。

■ 男性の子育てへの主体的な参画や企業の育休取得等への理解促進など、子どもの健やかな成長を支える環境を整えるとともに、社会全体で子供を見守り・育てる気運を醸成する必要がある。

2019年度に、大学生による政策提言「男性も女性同様に育児休業を取得することができる制度等の周知が必要である」を受け、妻の出産前にできることを視覚的に捉え、育児休業の取得や家事・育児を率先して行う男性を増やすことを目的に、2020年度に子育て中の父親やこれから父親になる方に向けた父子手帳「さんきゅうパパになろう！シェアワセBOOK」を作成し、市町を通じて配布を行った。

2021年度は、「シェアワセBOOK」を活用したコミュニケーション講座を実施し、夫婦間のコミュニケーションのさらなる活性化を図っていく。

また、子育て中の従業員が、家庭生活と両立しながら働ける職場を増やす必要があることから、2016年度から経済団体等と連携し、子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業を「ふじのくに子育てに優しい企業」として表彰している。2020年度においては、表彰制度や被表彰企業の取組をさらに広めるため制作したロゴマークのウェブサイトや名刺等での活用を促していく。

2021年度は、過年度における被表彰企業の取組やロゴマークの活用事例等を紹介する、表彰制度への応募を促すプロモーション映像を制作し、県内企業における子育て世代の従業員を対象とした職場環境の改善を促していく。

<2021年度新規取組>

- ・さんきゅうパパスタートアップ事業（新規）
- ・子育てに優しい企業普及促進事業（新規）

- 市町や学校等との連携を進め、虐待の早期発見や加害者側（虐待をした親など）のケアなど、虐待への対応を更に強化する必要がある。

虐待の早期発見・早期対応のため、各市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」に児童相談所が参加することにより、市町や学校など地域の関係機関と連携し、情報共有や、対応方針の検討を行う。また、虐待が疑われる場合には、必要に応じて、市町職員と共に家庭訪問を行う。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の更なる周知のほか、2021年度からSNS（LINE）を活用した相談窓口を通年開設する。

虐待をした保護者に対する支援として、児童相談所においては、「保護者指導支援カウンセリング事業」を実施しており、引続き、保護者のケアを行っていく。

<2021年度新規取組>

- ・SNS 悩み相談窓口事業費（拡充）

- 里親制度の一層の理解に向けた積極的な広報を行うとともに、ショートステイのように短期間だけ里親に預けられる制度や、養育中の里親へのフォローなど里親制度の充実などを図る必要がある。

里親制度への理解、周知を図るため、里親会と連携して街頭キャンペーンを実施するとともに、新たに里親を希望する方に対し、相談会や交流会などを実施していく。

2021年度から、保護者の疾病等の理由により、一時的に家庭で養育することが困難となった場合、一定期間、子どもの養育を行う「子育て短期支援事業」の受入先として里親が可能となるため、現在、市町と連携し、実施に向けて準備を進めている。

子どもの委託を受けている里親の養育支援については、県内3か所の児童家庭支援センターがスキルアップの研修や家庭訪問を通じて、状況の把握や養育への助言などを行っている。2021年度から、新たに里親の研修を担当する職員を増員（2名→3名）し、研修内容を充実させ里親の養育技術の向上を図っていく。家庭訪問などを行い状況の把握や養育への助言などを行っている。

<2021年度新規取組>

- ・里親養育援助事業費（拡充）

- 施設等で暮らす子どもたちが、安心して過ごす環境を提供するに留まらず、進学や就職した以降も自立した生活を維持できるよう継続的な支援を充実させる必要がある。

児童養護施設等の退所者のうち、離職や生活不安などにより、引き続き支援が必要な者に対して、生活相談や就労活動支援などを行う「社会的養育自立支援事業」を実施し、社会的に自立した生活が継続できるよう支援していく。